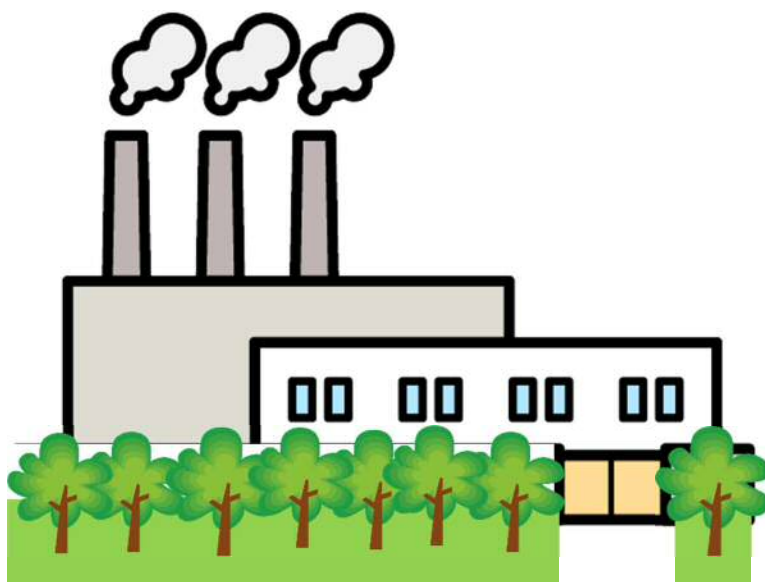


岩倉市 工場緑化ガイドライン

～「健康で明るい緑の文化都市」に向けて～



平成30年4月

岩 倉 市



はじめに

岩倉市では、平成30年4月に既存企業の再活性化、新規企業の誘致、税源や安定した雇用の確保を図るため、「工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく岩倉市準則を定める条例」（以下「岩倉市準則条例」といいます。）を施行しました。この準則条例は、既存工場の建て替えや増築を従前より容易にすることにより、市外への流出防止を図り、建て替え等による防災面や新設備の導入による省エネルギー化にも寄与します。また、新たな進出企業にとっては土地の有効利用や建設・維持経費の縮小が見込め、当市への開発のインセンティブになると考えています。

一方、市民や企業の緑地及び環境に関する意識が高まっています。工場の緑化は工場と周辺環境との調和や緩衝機能をもつだけでなく、人々の生活にうるおいや安らぎなど心理的効果も担っており、当市の将来都市像である「健康で明るい緑の文化都市」の実現のためには、必要なものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、緑地等の面積率の緩和に合わせて、より質の高い緑地形成に向けて工場緑化ガイドライン（緑地整備指針）を作成しました。このガイドラインに沿った緑地等を整備することによって、地域経済の活性化と質の高い緑化の調和のとれた岩倉づくりを推進したいと考えています。

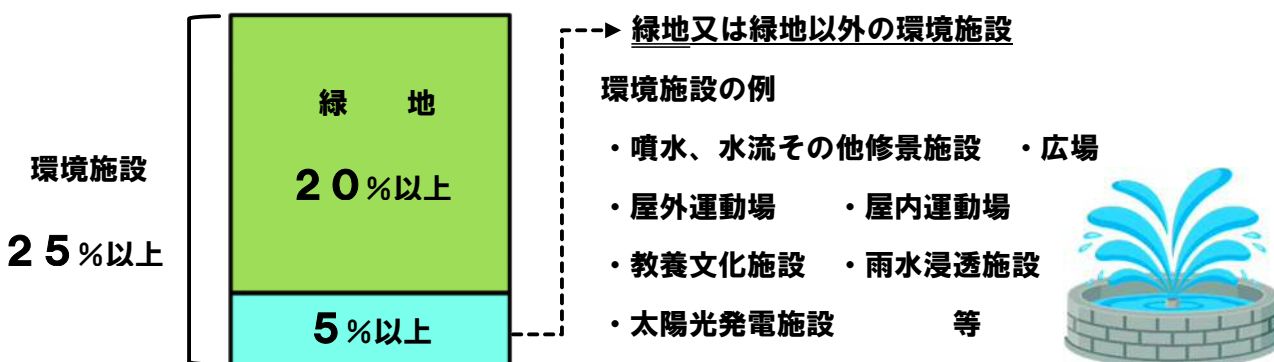
事業者の皆さまには、緑化の意義や必要性をご理解いただき、積極的なご協力をお願いいたします。

工場立地法とは

工場立地法は、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地に対する割合を定め、一定規模以上の工場等を新設又は変更する際に、事前に届け出ることを義務付けています。

対象となる工場は、敷地面積 9,000 m²以上または建築面積 3,000 m²以上の製造業にかかる工場または事業所（以下「特定工場」といいます。）です。

特定工場の敷地面積に対する緑地を含む環境施設の面積割合



岩倉市準則条例の内容

岩倉市では、既存企業の活性化、新規企業の誘致、税源や安定した雇用の確保を図るため、岩倉市準則条例を制定し、特定工場の新設や増設の際に設置が必要な緑地等の規制を一部の地域で緩和しました。

【工場立地法準則】

対象区域	環境施設面積率	緑地面積率
市内全域	25%以上	20%以上

【岩倉市準則条例】

工業地域・ 市街化調整区域	10%以上	5%以上
その他の地域	25%以上	20%以上

工場緑化ガイドライン

● 緑地整備指針

緑地面積（5%）の2分1以上を樹林地（樹木による緑地）で整備してください

緑地内に、シンボルツリーとして、^{*}高木を1本以上植栽してください

緑地以外の環境施設の整備は最小限とし、緑地の整備を優先してください

利用上支障のない範囲の中で、駐車場緑化、屋上緑化、及び壁面緑化等の設置に努めてください

適切な維持管理に努めてください

※高木は、成木に達した時の樹高が4m以上になる樹木で、高さ3m以上の樹木

● 適用対象者

このガイドラインが対象とするのは、市内で操業する特定工場のうち、岩倉市準則条例で緩和する区域に規定されている「工業地域」及び「市街化調整区域」に立地するものとします。

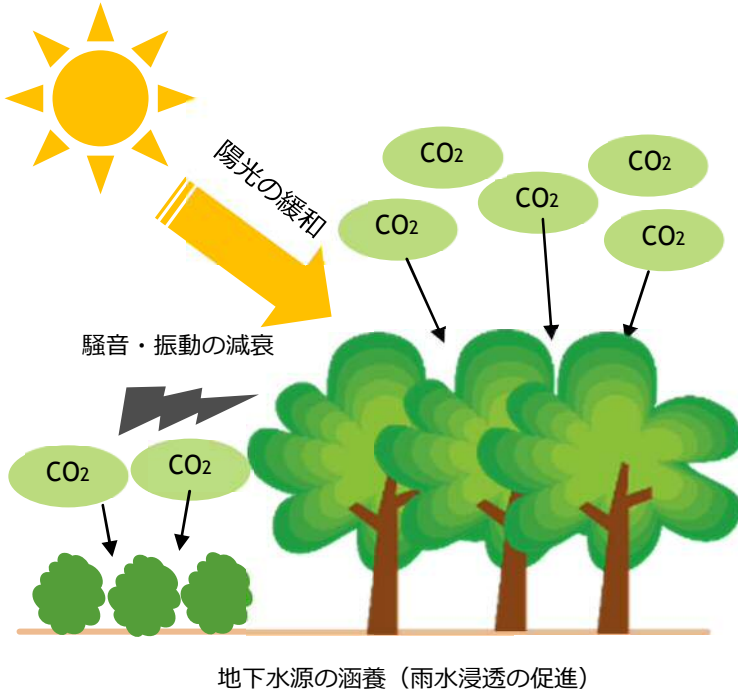


岩倉市は将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」として、人々の生活にうるおいや安らぎのあるまちを目指し、様々な取組を行っております。

こうした取り組みの一環として、緑地面積率を緩和する一方、地域経済の活性化と質の高い緑地とのバランスのよい緑地の形成を促すために、緑地整備指針に沿った整備をお願いします。

質の高い緑化

◎ 樹木による緑地



工場緑地の面積には芝なども含まれますが、高木・低木で構成する樹林地と芝だけの緑地と比較しますと、大気の浄化・ヒートアイランド現象の緩和、騒音の防止など地域環境への貢献度に大きな差があります。

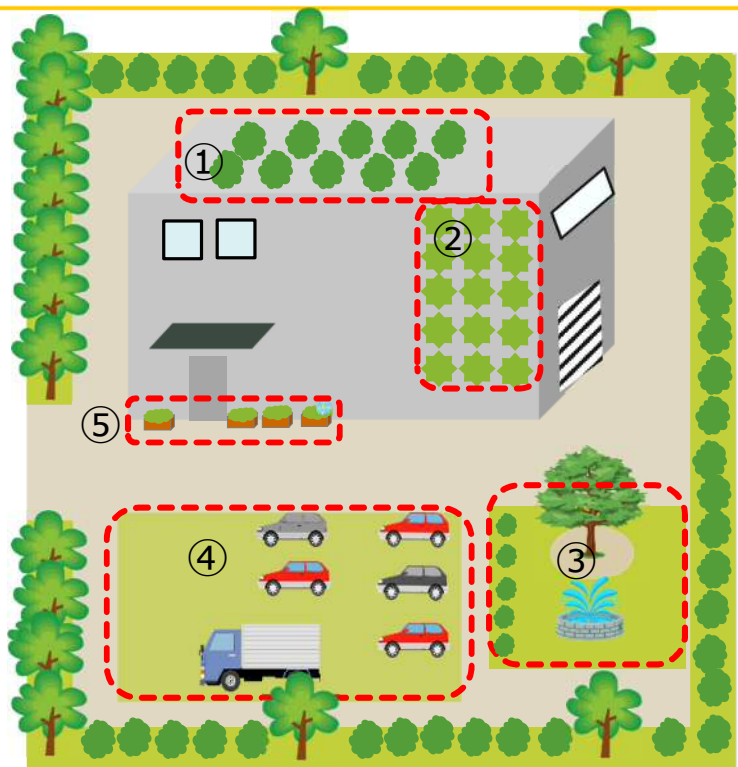
また、丁寧に手入れがされた緑地は企業イメージの向上にも寄与すると考えられます。

隣接する住宅や田園地など土地利用の状況に応じて、緑地の機能、植栽の配色や配置に工夫した施設計画としてください。

◎ ガイドラインの活用事例

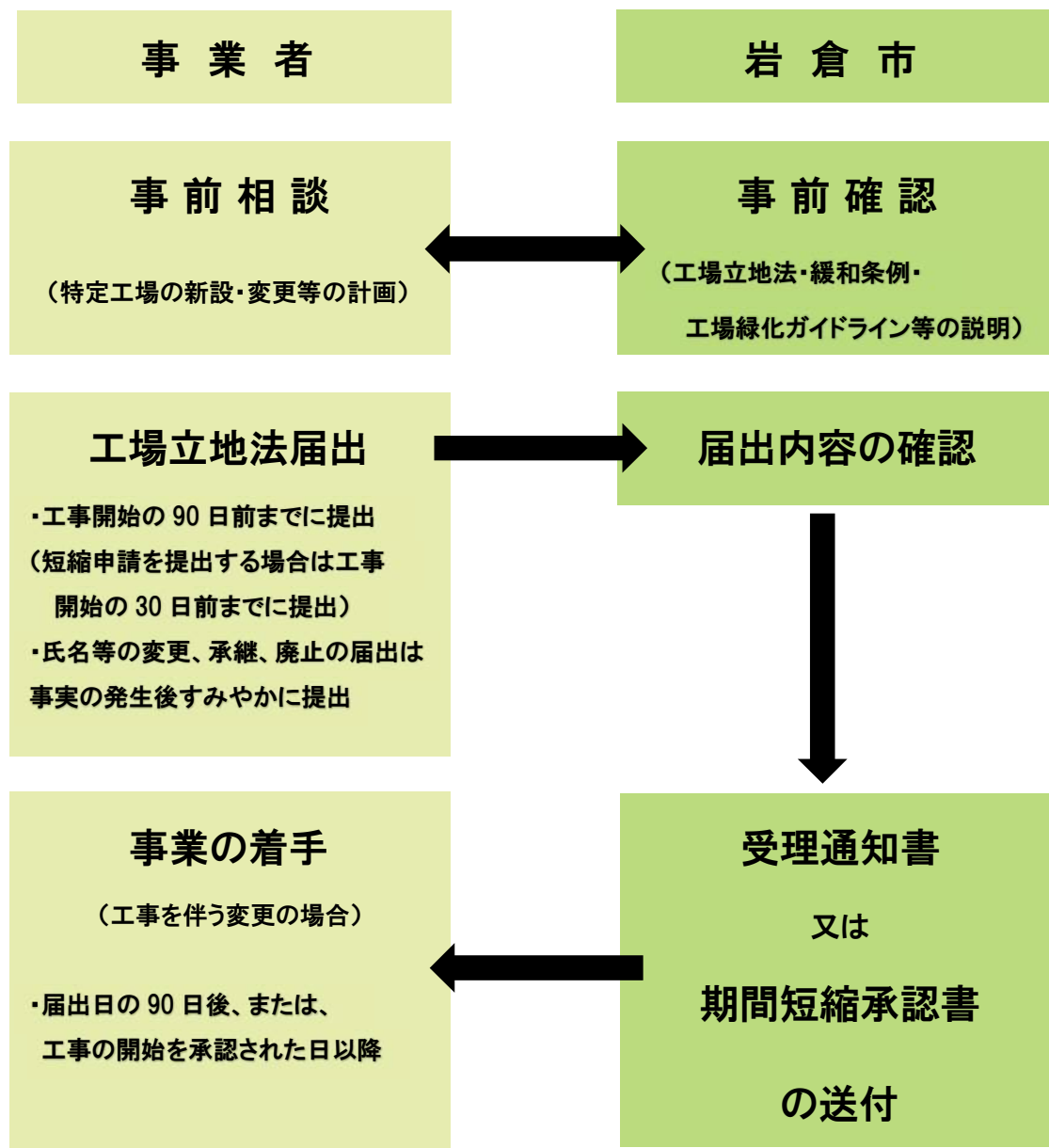
周辺環境との調和や景観・心理的効果に有効な緑地の設置例をご紹介します。

- ① 屋上緑化
- ② 壁面緑化
- ③ シンボルツリー
- ④ 緑化駐車場
- ⑤ プランター等の設置



工場立地法の届出の流れ

特定工場の新設、増改築、敷地面積の増減、氏名等の変更、工場の承継などを検討されている場合には、建設部企業立地推進室まで事前相談をお願いします。



お問い合わせ先

岩倉市建設部都市整備課 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地

TEL:0587-38-5814 / FAX:0587-66-6100

E-mail:toshiseibi@city.iwakura.lg.jp